

地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱

平成28年2月29日	観 観 産 第 6 9 0 号
平成28年4月11日	国 総 支 第 2 号 国 鉄 都 第 6 号－1 国 鉄 事 第 9 号 国 自 旅 第 5 号 国 海 内 第 2 号 観 観 産 第 1 号 観 参 第 6 号
平成28年6月10日	国 総 支 第 2 3 号 国 総 物 第 1 6 号 国 鉄 総 第 5 0 号 国 鉄 都 第 3 6 号 国 鉄 事 第 7 0 号 国 自 旅 第 4 9 号 国 海 内 第 2 7 号 国 港 産 第 2 6 号 国 空 ネ 企 第 3 4 号 国 空 事 第 1 0 8 7 号 観 参 第 4 9 号
平成28年11月28日	国 総 支 第 4 3 号 国 総 物 第 6 4 号 国 鉄 総 第 1 8 4 号 国 鉄 都 第 7 3 号 国 鉄 事 第 1 9 8 号 国 自 旅 第 2 0 8 号 国 海 内 第 1 0 6 号 国 港 総 第 3 0 2 号 国 空 ネ 企 第 1 2 6 号 国 空 事 第 4 4 6 3 号 観 参 第 1 8 6 号
平成29年3月15日	国 総 支 第 6 1 号 国 総 物 第 1 0 1 号 国 鉄 総 第 2 9 6 号 国 鉄 都 第 1 3 2 号 国 鉄 事 第 3 1 9 号 国 自 旅 第 3 7 8 号 国 海 内 第 1 7 3 号 国 港 総 第 4 9 1 号 国 空 ネ 企 第 1 6 9 号 国 空 事 第 7 2 5 2 号 国 空 環 第 7 8 号 観 参 第 2 6 6 号
平成30年3月28日	国 総 支 第 6 3 号 国 総 物 第 1 4 4 号

	国鉄総第326号
	国鉄都第178号
	国鉄事第257号
	国自旅第295号
	国海内第188号
	国港総第598号
	国空事第1073号
	国空業第166号
	観観産第830号
	観参第295号
平成30年10月4日	国鉄総第201号
	国自旅第159号
	国海内第66号
	国港総第344号
	国空事第827号
	国官参空第23号
	観参第270号
平成31年2月19日	国総支第43号
	国鉄総第344号
	国自旅第23号
	国海内第207号
	国空事第1482号
	国官参空第63号
	観観産第641号
	観参第603号
平成31年4月26日	国総支第15号
	国総物第14号
	国鉄総第46号
	国鉄都第40号
	国鉄事第44号
	国自旅第32号
	国海内第23号
	国港総第62号
	国空事第140号
	国官参空第12号
	観観産第22号
	観参第106号
令和元年6月25日	観参第286号
令和2年2月13日	観観産第746号
	観参第1012号
令和2年3月30日	国総地第71号
	国総物第694号
	国鉄総第474号
	国鉄都第230号
	国鉄事第435号
	国自旅第317号
	国海内第122号

	国港総第691号
	国官参空第102号
	観観産第928号
	観参第1210号
令和2年4月7日	国総地第3号
	国鉄総第2号
	国鉄都第16号
	国鉄事第4号
	国自旅第1号
	国海内第2号
	国海外第1号
	国港総第5号
	国官参空第1号
	観観産第2号
	観参第4号
令和2年7月3日	国総地第38号
	国総毛第19号
	国鉄都第54号
	国鉄事第104号
	国自旅第84号
	国海内第30号
	国海外第71号
	国官参空第46号
	観観産第231号
	観参第354号
令和2年11月5日	国総地第78号
	国総毛第74号
	国鉄総第272号
	国鉄都第121号
	国鉄事第313号
	国自旅第265号
	国海内第174号
	国海外第180号
	国港総第403号
	国空総第668号
	観観産第1324号
	観参第781号
令和3年3月2日	国総地第100号
	国鉄総第398号
	国鉄都第187号
	国鉄事第670号
	国自旅第427号
	国海内第210号
	国海外第284号
	国港総第623号
	国空総第1054号
	観観産第1865号

	観参第1127号
令和3年3月30日	国総地第116号
	国鉄総第472号
	国鉄都第273号
	国鉄事第835号
	国自旅第492号
	国海内第229号
	国海外第315号
	国港総第769号
	国空総第1170号
	観産第2045号
	観参第1270号
令和4年2月8日	国総地第58号
	国総毛第76号
	国総物第82号
	国鉄総第358号
	国鉄都第141号
	国鉄事第612号
	国鉄施第316号
	国自旅第448号
	国海内第253号
	国海外第367号
	国港総第587号
	国空総第1064号
	観産第319号
	観参第623号
令和4年3月22日	国総地第80号
	国鉄総第432号
	国鉄都第200号
	国鉄事第693号
	国自旅第520号
	国海内第302号
	国海外第410号
	国港総第678号
	国空総第1258号
	観産第443号
	観参第752号
令和5年2月8日	国総地第83号
	国総毛第99号
	国鉄総第394号
	国鉄都第135号
	国鉄事第629号
	国鉄施第252号
	国自旅第420号
	国海内第119号
	国海外第364号
	国港総第602号

	国空総第 1 0 6 8 号
	観 観 産 第 4 8 1 号
	観 参 第 6 3 1 号
令和5年3月28日	国総地第 1 0 1 号
	国鉄総第 4 7 6 号
	国鉄都第 2 0 9 号
	国鉄事第 8 1 0 号
	国自旅第 5 2 0 号
	国海内第 2 3 7 号
	国海外第 4 3 7 号
	国港総第 7 2 3 号
	国空総第 1 2 8 6 号
	観 観 産 第 5 5 7 号
	観 参 第 7 3 2 号
令和6年1月11日	国総地第 1 0 6 号
	国鉄事第 5 5 4 号
	国自旅第 2 2 9 号
	観 参 第 1 2 0 0 号
令和6年1月15日	国空総第 8 9 8 号
	観 観 産 第 2 2 5 4 号
	観 参 第 1 4 2 9 号
令和6年3月29日	国総地第 1 5 3 号
	国鉄総第 4 1 0 号
	国鉄都第 2 1 4 号
	国鉄事第 9 7 7 号
	国自旅第 4 1 9 号
	国海内第 2 0 5 号
	国海外第 7 0 4 号
	国港総第 8 0 6 号
	国空総第 1 1 8 9 号
	観 観 産 第 2 8 5 5 号
	観 参 第 1 7 3 8 号
令和7年1月28日	国空総第 8 7 9 号
	観 観 産 第 5 0 8 号
	観 参 第 5 9 0 号
	観 参 第 5 8 6 号
令和7年3月31日	国総地第 2 2 8 号
	国総 ㄇ 第 1 0 4 号
	国鉄総第 5 5 7 号
	国鉄都第 2 3 8 号
	国鉄事第 6 3 9 号
	国自旅第 3 4 6 号
	国海内第 2 9 1 号
	国海外第 7 4 1 号
	国港総第 7 8 4 号
	観 参 第 7 3 7 号

※本資料は、持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業の抜粋版となります。

目次

第1編 共通事項（第1条―第3条）

第5編 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業（第97条―第121条）

第1編 共通事項

第1条 地域における受入環境整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、ストレスフリーで快適な旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、オーバーツーリズムの防止等により、地域・旅行者の双方がメリットを享受できる環境づくりも念頭に、持続可能な観光地域づくりに資する環境整備の促進を目的とする。

- 一 訪日外国人旅行者が安心して快適に滞在できる環境を整備するため、宿泊施設におけるインバウンド対応及びバリアフリー化を実施するために要する経費の一部を助成する事業（以下「宿泊施設インバウンド対応支援事業」という。）
- 二 訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動を円滑に実施するために、空港、港、鉄道駅、バスターミナル等の拠点、車両・移動経路・情報提供・交通サービスに係るインバウンド対応を実施する事業（以下「交通サービスインバウンド対応支援事業」という。）
- 三 訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域において、災害、急病等の非常時における訪日外国人旅行者の安全・安心対策の推進を図る事業（以下「インバウンド安全・安心対策推進事業」という。）
- 四 オーバーツーリズムの未然防止や自然環境・文化等の地域資源の保全・活用を通じ、地域・旅行者の双方がメリットを享受できる持続可能な観光の促進に向けた受入環境の整備を支援する事業（以下「持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業」という。）
- 五 地域づくりの一環として、利便性、持続可能性及び生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を実現するため、地域におけるまちづくり及び観光の振興に関する施策と連携して取り組む地域公共交通ネットワークの形成に必要な鉄軌道・バスに係るEV車両・GX/DX車両・自動運転車両等の先進的な車両であって、訪日外国人旅行者等の利便性の向上又は観光コンテンツとしてのインバウンドの魅力向上に資する車両（以下「インバウンド先進車両」という。）の導入を支援する事業（以下「インバウンド先進車両導入支援事業」という。）
- 六 日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）の実践を通じた持続可能な観光の取組を推進するため、地域の持続可能な観光計画の策定を支援する事業（以下「持続可能な観光計画の策定支援事業」という。）

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」とは、宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）
が、当該宿泊事業者の訪日外国人旅行者の受入能力及び生産性を向上することにより、当該宿泊事業者の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人旅行者の宿泊者数の向上を図る事業をいう。

二 「宿泊施設バリアフリー化促進事業」とは、宿泊事業者が、当該宿泊事業者の宿泊施設のバリアフリー化を促進することにより、当該宿泊施設における高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者の安全・安心の確保を図る事業をいう。

三 「交通サービス利便向上促進事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るためにより制約の少ないシステムの導入等を行う事業及び訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るために必要な段差の解消等を行う事業をいう。

四 「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、鉄軌道車両設備の整備等を行う事業をいう。

五 「交通サービス調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業

ロ 訪日外国人旅行者等の交通サービスの利用促進に係る事業及び当該事業の効果等の評価に係る事業

六 「公共交通事業者」とは、次に掲げる者をいう。

イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）

ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）

ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者（道路運送法施行規則第49条第1号に定める交通空白地有償運送に限る。）及びこれらの者に車両を貸与する者並びに自動車道事業者

ニ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第22条第1項に規定する不定期航路事業（乗合旅客の運送をするもの限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）及び同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を営む者

ホ 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者

七 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。

第5編 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業

（事業実施計画の策定）

第97条 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業の実施に当たっては、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、都道府県及び関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議（以下「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」という。）において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、当該計画を国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

2 前項の事業実施計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の現状（地方ブロック内の訪日外国人旅行者数、外国人延べ宿泊者数等を含む。）と課題

二 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の見込み

三 地方ブロックにおいて推進する観光施策

四 前号の観光施策を効果的に推進するため、実施しようとする事業

五 前号の事業の達成状況を図るための指標及び当該指標の目標

3 大臣は、提出された事業実施計画に対して、必要に応じ、次に掲げる観点から助言した上で、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。

一 事業実施計画が政府全体の観光施策と整合していること

二 実施しようとする事業が合理的であること

4 第1項の事業実施計画を変更しようとするときは、大臣に提出しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備計画の策定)

第98条 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施しようとする地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者(以下「整備計画策定者」という。)は、単独で又は共同して、様式第9-1で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備計画(以下「整備計画」という。)を策定し、地方運輸局長等を経由して、観光庁長官に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体以外の者が整備計画を策定しようとするときは、あらかじめ様式第9-2により整備する地域に係る市区町村の同意を得なければならない。

一 計画の名称

二 整備する地域

三 計画の目標

四 計画の目標を達成するために必要な事業内容

五 申請者および関係事業者に関する情報および組織体制

六 観光地の持続可能性を高めるために解決すべき課題、整備による改善効果、及び成果指標等に関する事項

七 その他必要な事項

2 観光庁長官は、前項の整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)その他の観光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。

二 整備する地域における社会経済・文化・環境の持続可能性の向上に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。

3 前項の認定をしたときは、様式第9-3による整備計画認定通知書を整備計画策定者に通知するものとする。

4 整備計画策定者は、前項の規定による認定を受けた整備計画について次に掲げる事項の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなければならない。

一 整備計画の廃止

二 整備計画の目標の変更

三 第1項第4号で記載された事業の新設又は廃止

四 第1項第4号で記載された事業を実施する補助対象事業者の変更

五 第2項に掲げる基準の適合に係る事項の変更として観光庁長官が認める変更

5 第2項及び第3項の規定は、第4項の変更の認定について準用する。

(補助対象事業者等)

第99条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表5及び別表6に定めるものとする。

(補助金の額)

第100条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表5及び別表6に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第101条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第9-4による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第102条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第9-5による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第103条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第9-6による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 別表5及び別表6に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第9-7による変更届を大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

第104条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第9-8による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第105条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第106条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第9-9による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第107条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第9-10による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第9-11による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第108条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であつて、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9-12により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

第109条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第9-13による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

（事業の中止等）

第110条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取り消し）

第111条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第102条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の整理）

第112条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

第113条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

（帳簿等の保存）

第114条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

（取得財産等の管理等）

第115条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第116条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第9-14による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(契約等)

第117条 補助対象事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助対象事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。
- 3 補助対象事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は氏名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 大臣は、補助対象事業者が前項本文の規程に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助対象事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助対象事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第118条 補助対象事業者は、第102条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 大臣が第108条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助対象事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助対象事業者が大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助対象事業者から債権を譲りうけた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - 一 大臣は、補助対象事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - 三 大臣は、補助対象事業者による債権譲渡後も、補助対象事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助対象事業者と債権を譲り受け

た者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助対象事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事業評価の実施）

第119条 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、第107条本文の規定による完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、交付申請書を提出した地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局（以下「国土交通省地方支分部局等」という。）に報告する。

第120条 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業による支援を受けた事業については、自己評価等を基に国土交通省地方支分部局等が二次評価を行うこととする。

- 2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、国土交通省地方支分部局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、国土交通省地方支分部局等が作成した二次評価案について審議する。国土交通省地方支分部局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。
- 3 国土交通省地方支分部局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第121条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ国土交通省地方支分部局等から国土交通省へ提出することとする。

別表5（第99条第2項関連）

補助対象事業		補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
地域資源の保全・活用に資する整備	自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者	自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備に要する経費	1／2
	景観に配慮した工作物の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者	景観に配慮した工作物の整備に要する経費	1／2
	光害防止のための照明の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者	光害防止のための照明の整備に要する経費	1／2
	バイオトイレ等の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者	バイオトイレ等の整備に要する経費	1／2
	ペットボトル削減のための給水機等の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者	ペットボトル削減のための給水機等の整備に要する経費	1／2

	国際認証・表彰等を受けた地域の地域資源の保全・活用に資する整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）	持続可能な観光地域形成に向けた受入環境整備・施設改修に要する経費	1 / 2
オーバーツーリズムの未然防止・抑制に資する整備	地域における受入環境の整備・増強整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者	地域における受入環境の整備・増強整備に要する経費	1 / 2
	需要の適切な管理に必要な整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者	需要の適切な管理に必要な整備に要する経費	1 / 2
	需要の分散・平準化に必要な整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者	需要の分散・平準化に必要な整備に要する経費	1 / 2
	マナー違反行為の防止・抑制に必要な整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者	マナー違反行為の防止・抑制に必要な整備に要する経費	1 / 2
	地域住民と協働した観光振興の取組	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者	地域住民と協働した観光振興の取組に要する経費	1 / 2

持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業（補助対象事業者等）

（注）

1. 補助上限 5, 0 0 0 万円とする。
2. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
3. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も 補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第 9 - 1 5 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
4. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

別表 6（第 9 9 条第 2 項関連）

持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業（補助率の加算）

項目	必要な要件	補助率の加算
日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）ロゴマークの有無	補助対象事業者となる地方公共団体又は DMO がロゴマークを取得済み又は、令和 7 年内に取得する場合	+ 1 / 1 0